- (51) 清色亀鑑七号では「筑前国早良郡長尾郷内田畠屋敷」
-) 質予にとし、前でに
- (52) 賴野氏注(2)著書三〇二~三頁。

 $\widehat{54}$

入来院家文書八四号。

注 53 。

- 179 -(12)

- <u>15</u> 力遷 御教示によるところが大きい。なお、これらの地名の現 然と歴史』六五号)。地名の比定については板楠和子氏の 地比定については、本報告書山崎純男氏執筆分を参照の 入来院渋谷氏と筑前樋井郷所領」(『ふるさとの自
- $\widehat{16}$
- <u>17</u> 18 同前六八号。 同前五八号。
- $\widehat{20}$ 19 同前一八四号。 同前八三号。
- $\widehat{21}$ 同前一九四号。
- $\widehat{23}$ $\widehat{22}$ 同前八六号。 同前八七号。
- $\widehat{24}$ 同前八五号。
- $\widehat{26}$ $\widehat{25}$ 同前四七号。 「正任記」文明十年十月二日条(『大日本史料』八編之
- $\widehat{28}$ 同前文明十年十月十三日条。

<u>27</u>

同前文明十年十月十八日条。

- 29 同前文明十年十月十八日条。
- 30 文明三年三月三十日宗貞国宛行状(『長崎県史』史料編

渡辺文吉「郷土の地名を残そう―ゆれ動いた中世の勢

 $\widehat{33}$ <u>32</u> <u>31</u>

ら政弘期まで―」(『九州中世史研究』第

輯

入来院家文書八三号渋谷重門譲状。

瀬野氏注(1)論文三三五~六頁。

これについては拙稿「大内氏の筑前国支配―義弘期か

入来院家文書六九号。

36 同前五号。

35 34

同前二九号。

岡元家文書三三号。

- 37 『入来文書』附録諸氏系図门。
- 38 号顕心」とある。 「入来院氏系図」の弥陀童の箇所に「重基室、
- <u>39</u> 入来院家文書六八号。
- 41 $\widehat{40}$ 入来院家文書九号。 岡元家文書七一号。
- $\widehat{42}$ 岡元家文書二九号。
- $\widehat{43}$ 『筑前国続風土記』巻之二十一、早良郡下、太平寺址。
- $\widehat{45}$ 44 岡元家文書一二号。 「入来院氏系図」では「重尚」と出ているが、重久と
- $\widehat{46}$ 相田氏注(2)著書三〇五~六頁。

同一人物であろう。

- $\widehat{47}$ 入来院家文書四八一二号。
- $\widehat{48}$ $\widehat{49}$ 同前八四号。 同前九八号および寺尾家文書一〇号。
- $\widehat{50}$ 清色亀鑑七号。

町のうち、弥陀童(顕心)および定円の知行分計六町は庶流が知られているが、田数二町というのは他に類例がない。渋谷惟重遺領注進状案に「田地拾町内」あるいは「屋敷四ケ所内」とあることから、この恩賞地は元来、弘安合戦第二回配分恩賞地の最大規模にあたる田地十町・屋敷四ケ所・畠地一所(反)に準ずるものであった。つまり、この注進状に書き上町八反に準ずるものであった。つまり、この注進状に書き上げられた惟重遺領田地二町・畠二反・屋敷一所はその一部にあたるのである。瀬野氏のように解釈するならば、田地二町・畠二反・屋敷一所以外の、田地八町・畠地・屋敷三所は、当島二反・屋敷一所以外の、田地八町・畠地・屋敷三所は、当島二反・屋敷一所以外の、田地八町・畠地・屋敷三所は、当島二反・屋敷一所以外の、田地八町・畠地・屋敷三所は、当島二反・屋敷一所以外の、田地八町・畠地・屋敷三所は、当島二反・屋敷一所以外の、田地八町・畠地・屋敷三所は、当島二反・屋敷一所以外の、田地八町・畠地・屋敷三所は、当島二反・屋敷一所はため、これについては別の解釈も可能である。先に検討したように、渋谷致重跡恩賞地下長尾十である。先に検討したように、渋谷致重跡恩賞地下長尾十である。先に検討したように、渋谷致重跡恩賞地下長尾十の田地の田地の規模は、十町、五町といるのは、当時の大田が関があるいは、1000円では

(以下次号)

ばならない。

注

- 家人の研究』第四章第一節)三一八~三二四頁。(1) 瀬野精一郎「鎌倉御家人と元寇恩賞地」(同氏『鎮西御
- (2) 相田二郎『蒙古襲来の研究』第八章および注(1)瀬野
- (3) 同前。
- 三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』)。(4) 石井進「九州諸国における北条氏所領の研究」(竹内理
- (5) 『筑前国続風土記』巻之二十一、早良郡下、樋井郷。
- 鑑等の渋谷氏関係文書は全て本刊本による。)。以下、入来院家文書・岡元家文書・寺尾家文書・清色亀以下、入来院家文書四九号(朝河貫一編『入来文書』所収。
- (7) 祢寝文書 ○五号 (川添昭二編『祢寝文書』)。
- (8) 入来院家文書二二八号。
- (9) 瀬野精一郎氏注(1)論文。

岡本氏に伝来し、一町は長尾太平寺に寄進された。残る辰章

- (1) 阿蘇文書応永二十四年九月三十日渋川道鎮書下(『阿蘇
- (13) 同前。

12

岡元家文書三二号「渋谷氏系図」。

11

入来院家文書四九号。

であろう。すなわち惟重遺領下長尾庄田地二町以下は、何ら

きた惟重遺領田地二町がこれに相当すると考えることも可能

二町分は誰に譲与されたかは不明であった。今まで検討して(明心)分三町は、一町がその女子虎光に譲られたが、残る

かの事情によって致重跡十町の一部を相伝したという解釈で

いずれの解釈が妥当であるかは、今後の検討をまたね

14) 本文書によると、畠地は「一所八段」とあるが、若国

る。 寄進状のように渋谷氏から太平寺へ田地を寄進したものでは 寺院への寄進以前に寄進することを承諾した文書であ

ない。 時者、□□可改候」とあるように、進止権はあくまでも領主 (fi²) 進止下に入ったわけではない。 文中に「若又御口入僧不法之 恩賞地の太平寺への寄進は、後者の典型的な事例である。 領を神祇へ祈謝するためや、 事例が多いことを指摘され、こうした寄進行為は、 という。相田二郎氏は、蒙古合戦勲功地が寺社に寄進される(4) 十三日の虎一丸(重継)宛重勝譲状にみえる「筑前国比伊郷 渋谷氏側に留保されていた。貞和五年(一三四九)閏六月二 かし、この一町地がこの時完全に太平寺領となり、太平寺の めになされたとされた。この渋谷氏によってなされた致重跡(49) と有重・致重の弟であり、兄有重と共に弘安の役で戦死した 修理免禅俊比丘尼跡」は、 この史料にみえる四郎太郎重久は、「入来院氏系図」による 太平寺の修理免であったかもしれ 拝領者・戦没者の菩提を弔うた 勲功賞拝

(三) 渋谷惟重遺領

嘉暦三年十二月二十一日渋谷惟重遺領注進状案に下長尾庄

が出ている。

一、筑前国早良郡下長尾庄

田地拾町内

弐町 当知行分

畠弐段 当知行分

屋敷四ケ所内

当知行分 一所検校次郎

重遺領等注進状案にも、(4) この注進状は惟重の子重広によって作成されたものである 翌嘉暦四年五月にその弟重名によって作成された渋谷惟

筑前国早良郡下長尾庄内

田地二丁

屋敷一所 二段

郎氏は、 寺尾氏の一族惟重が、下長尾庄田地十町内二町・畠地二反・(๑) 進状が作成されたのである。この注進状から、渋谷氏の庶家 遺領をめぐって相論中であったために、両者によって遺領注(゚ロタ) というように、 屋敷四ケ所内一ケ所を知行していたことがわかる。 ることを指摘しておきたい。 れた。たしかにその可能性は高いが、(ミロ) 元年十月三日に配分されたものに間違いないであろう」とさ この所領を「渋谷惟重が蒙古合戦勲功賞として正応 同様の記載がある。当時、 いま一つの可能性もあ 重広と重名が惟重 瀬野精

平重勝在判

尼顕心

沙弥定円在判

していたのであろう。その翌年の観応三年、重勝は次のよう な避文を出した。 譲与していても、その所領に対する進止権は惣領重勝が留保 国下長尾田畠屋敷地頭職等を安堵されている。 一族内部では 利直冬から重勝が、亡母顕心・亡父重基の譲状に任せて筑前 なった。しかし、観応二年(一三五一)七月三十日には、足 のである。この史料から、致重跡恩賞地は田地十町だけでな ち二町七反と刑部次郎屋敷一宇は養子の若王丸に譲与された く、刑部次郎屋敷という屋敷地を含んでいたことが明らかに つまり、一旦重勝に譲られた致重跡恩賞地下長尾水田のう

為後日状如件 堵申給畢、任定円・顕心譲状、 筑前国早良郡比伊郷下永尾事、(長) 亡父定円存生之時、 拾町分内陸町所避渡也、 重勝安 仍

観応三年四月十九日

重勝 (花押)

渋谷九郎左衛門尉殿

記載があったためと考えられる。 である。おそらく、定円・顕心の譲状に、下長尾十町内六町 定円・顕心の譲状に任せて下長尾六町を重興に避り渡したの つまり両者の配分地各三町を合わせた所領を重興に譲る旨の 惣領の重勝は、下長尾を重基の生存中に安堵されていたが、 あるいは、先に引用した自

> 町内六町は渋谷氏惣領の手を離れ、庶家岡本氏領となった。 重勝を経て、庶家岡元重興、その子尚重へと伝来したことが られる。以上の考察から、致重跡恩賞地のうち六町は、 で、避り渡した重勝にとって実質的な損失はなかったと考え しかし、当時は遠隔地所領の知行が実質を失いつつあったの 興かもしれない。この避文によって、 和三年三月六日定円・顕心・重勝連署譲状の宛所若王丸は重 退転して不知行となったものと推定される。 これ以降の史料に下長尾六町が見出せないので、南北朝期に わかった。尚重以降どのように伝来されたかは不明であるが、 致重跡恩賞地下長尾十

は 残るばかりであった。この寺院に致重跡一町が寄進されたの(3) 町について検討しよう。太平寺は早良郡桧原村にあった禅宗 寺院であるが、近世の宝永期にはすでに廃絶して、その趾が 次に、長尾泰平寺(太平寺)に寄進された致重跡恩賞地 次の史料から推定できる。

「寄進状比伊郷水田壱丁事」

仁·可令進給候□、若又御口入僧不法之時者、□□可改候、 (離々) 蒙仰候四郎太郎重久□孝養筑州比伊郷内水田壱町事、

恐惶謹言

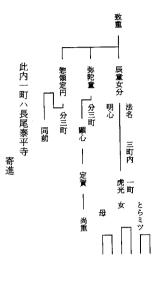
延慶二年十二月廿九日

平重

進上 岡本殿

この文書は端裏書に「寄進状」と書かれているが、

通常の



されており、比伊郷内の地名であったことがわかる。 観応三年(一三五二)の史料に「早良郡比伊郷下永尾」と記(※) 致重跡への配分状には、 遺領をめぐって相論したが、正応四年(一二九一)八月二十 に寄進された。辰童・弥陀童姉妹は、恩賞地配分後、亡父の に各三町ずつ配分され、 の辰童 (明心)・弥陀童 た相伝系図によると、この致重跡恩賞地下長尾十町は、 て下長尾十町の恩賞地が配分されたのである。この下長尾は、 ったと考えられる。 の名前が記されただけで、 つ配分されたのはその結果であろう。このことからすると、 八日に和与している。相論当事者および惣領に均等に三町ず(※) 弘安合戦で討死した渋谷致重には、 有重跡への配分状と同じく、 残る一町は地元の泰平寺(太平寺) (顕心)姉妹および惣領定円(重基) 各人への配分数は記されていなか 有重同様その跡に対し 引用し 相続人 女子

来院氏系図」によると、辰童(明心)は重氏の室となってい姉辰童の相続分三町のうち一町は虎光女に譲与された。「入

るが、重氏の箇所は次のようになっている。

寅三 岡本重興室 母致重女

これは、先の下長尾相伝系図の記事と符合する。つまり、

えられるが、詳細は不明である。重興の妻となったため、渋谷氏の庶流岡本氏に伝来したと考を譲得したのである。この下長尾一町は、虎光が渋谷(岡本)という系譜関係になり、虎光は母明心から三町のうち一町分

れたが、翌年次のような文書が出された。 三町は、相伝系図によるといずれも定賀(重興)を経て尚重 三町は、貞和二年(一三四六)十一月二十六日の重勝宛定 尾三町は、貞和二年(一三四六)十一月二十六日の重勝宛定 尾三町は、貞和二年(一三四六)十一月二十六日の重勝宛定 尾三町は、貞和二年(一三四六)十一月二十六日の重勝宛定 に伝来した。これは、顕心が定円の妻となったために、両者 の恩賞地が合一したためであろう。惣領定円に伝来した下長 の恩賞地が合一したためであろう。惣領定円に伝来した下長 では、 の恩賞地が合一したためであろう。惣領定円に伝来した各 三町は、相伝系図によるといずれも定賀(重興)を経て尚重 三町は、相伝系図によるといずれも定賀(重興)を経て尚重

藤与 所領事

筑前国相良郡内下長尾水田弐町七段·同刑部次郎屋敷(早) 若王丸所

云々、

譲与也、至諸御公事者、任先例、可令勤仕之状如件、右所領者、依為弘安合戦勲功、令相伝之間、養子若王丸所

でに安定したものではなかったことが推定できる。

片江郷、比原(桧原)村、比原郷、長尾などが大名領国の知(ミン) (38) いたかというと、 その可能性は極めて低いと考えられる。 この延徳二年まで同所の知行が渋谷惣領家によってなされて 以降の史料には柏原水田・屋敷の記載は見えない。それでは、 之輩者、不可有重門之子孫」というような文言が必ず見られ そらく柏原も同様であったと考えられる。また、これらの建 行制の中に包摂され、大名家臣への知行地と化している。お(ヨ) えがたい。応仁・文明期にはすでに、柏原の近隣にある片江村(28) この時期にこれらの遠隔地所領の知行がなされていたとは考 筑後・甲斐・美作・相模などの相伝の所領が記されているが 以上の渋谷氏重代の譲状には、薩摩国内の所領のほか、筑前・ れぞれ他の重代相伝の所領とともに譲られた。この延徳二年 に重長から孫の菊五郎丸(重豊)へ、永伝元年(延徳二年=(息初五郎丸(重茂)へ、嘉吉元年(一四四一)二月二十七日(3) 永十三年(一四〇六)十一月十五日に重頼から子息菊五郎丸 領一人宀一所ッサ不残可讓与之也、若背此旨、所領ッ於分与数子 徳二年の重門譲状から延徳二年の重豊譲状までは、文言が画 一四九〇)八月二十一日には重豊から子息又五郎重聡へ、そ 的で、「重門以後所領之事、雖有数輩之兄弟、守其器用、惣 (重長) へ、同三十年(一四二三)八月十六日に重長から子(ミン) 室町期以降の渋谷氏の譲状にも柏原水田・屋敷は見え、応 これは、渋谷氏が惣領制の危機を乗りきるために、従来

> 期から室町期にかけて、その知行は有名無実となったと考え 題を頼って所領の確保を図ったがそれも安定せず、南北朝後 郷内所領の知行は、南北朝期には動揺し、渋谷氏側は九州探 えられる。つまり、 たわけではなく、惣領の優越性を象徴する意味があったと考 る。これらの「重代相伝」の散在所領は全てが当知行であっ の分割相続から惣領単独相続への転換を宣言したものであ 弘安合戦恩賞地である渋谷有重跡の比伊

渋谷致重跡恩賞地

られる。

れた。次の史料はその伝来の状況を示している。 摘されるように、致重に対して筑前国下長尾の田地が配分さ 重に対する恩賞地配分状は現存しないが、 次に有重の弟致重への比伊郷内恩賞地の動向をみよう。 瀬野精一郎氏も指 致

「下長尾系図

筑前国下長尾田地十町相伝

系図

渋谷平五郎 弘安合戦討死忠ニ給 この配分状を表にしてみた。これによると、三名の有重跡に与えられた比伊郷内の配分地は田地十町・屋敷二ケ所・畠に与えられた比伊郷内の配分地は田地十町・屋敷二ケ所・畠に与えられた比伊郷内の配分地は田地十町・屋敷二ケ所・畠にうえられた比伊郷内の配分地は田地十町・屋敷二ケ所・畠にちまら。・柿田・打越・フル河(ふるこう)・春田(原田)・万本田・中島・横枕などの地名が、小字名その他で残ってお原(こうら)・柿田・打越・フル河(ふるこう)・春田(原田)・万本田・中島・横枕などの地名が、小字名その他で残っており、それは現在の福岡市南区柏原一帯に分布している。

次に、三名の有重跡に配分された比伊郷内の恩賞地がどの次に、三名の有重跡に配分された比伊郷内の恩賞地がどのように伝来したかを検討したい。この配分状に記された田地ように伝来したかを検討したい。この配分状に記された田地ように伝来したかまで、この三名の中の公重後家の夫公重は渋谷明である。ただし、この三名の中の公重後家の夫公重は渋谷明である。ただし、この三名の中の公重後家の夫公重は渋谷明である。ただし、この三名の中の公重後家の夫公重は渋谷明である。ただし、この三名の中の公重後家の夫公重は渋谷明である。それは、渋谷氏の惣領で公重の大公重は渋谷氏の惣領で公重のである。それは、渋谷氏の惣領で公重の大公の大公に、三名の有重跡に配分された比伊郷内の恩賞地がどの大に、三名の有重跡に配分された比伊郷内の恩賞地がどの大に、三名の有重跡に配分された比伊郷内の恩賞地がどの大いに、三名の方に、三名の有重跡に配分された比伊郷内の恩賞地がどの大いに、三名の有重跡に配分された比伊郷内の恩賞地がどの大いに、三名の有重跡に配分されたいに、

一所 筑前国柏原内惣検校屋敷田畠

所 筑後国長渕屋敷地頭職

円譲状にも、「思大」のでは、「明明」と思え、また、貞和二年(一三四六)十一月三十日重勝宛定と見え、また、貞和二年(一三四六)十一月三十日重勝宛定

所 筑前国佐波良郡内長尾•柏原両村定円知行分子

一所 筑前国長渕庄畠地

の地名の初見である。

の地名の初見である。

の地名の初見である。

の地名の初見である。

の地名の初見である。

の地名の初見である。

の地名の初見である。

の地名の初見である。

渋谷有重跡恩賞配分地

- (1) 田 地
 - a 行武名

横枕	1 反半
松本	9 反
薗	90歩
月田	3 反
下河原田	2 反大
柿田	1町1反
坂 本	5 反半
タウシタ	2 反大
打越北	半
打 越	3 反
同上	50歩
今山入道薗	60歩

b 若国名

打 越	3 反
同上	300歩

(2)屋 敷

a 行武名

一字	惣検校入道
一字	六郎

b 長渕庄

-	宇(弥藤	米光名
三)	宇	同名

フル道	小
ヤカタカ浦	4 反
同上	1反小
ナソエ	半
キハナ	2 反
カキソイ	半
門田田	2 反
河原田	3 反
坂 本	6 反
フル河	小
フツ原	60步
墓本	1反小
ツカミカ下	1町3反
中ヲサ田	8反
石 崎	3 反
春田	2 反小
西大手田	3 反
麦 田	3 反
柳田	8 反半内 2 反300歩

(3) 畠 地

a 若国名

中島ヤカタカ浦	4 反 2 反
1 2 2 2 4 4 4	

b 長渕庄

南	田	7反1丈	金丸
		4反4丈	元下河原

第7章柏原K・L遺跡をめぐる諸問題

^{中島} 若国名内

一所二反

一所三反

屋敷四ケ所 一所八反半内二反三百歩東依柳田

一字

一字

六郎

惣検校入道

行武名内

一 等 等 美 渕 庄 内

一字

畠地一所八段

米光名

同名

金丸

長渕庄内

一所七反一丈元八反内南田

所四反四丈荒内

元下河原

有懈怠之状如件、

右、就孔子配分如此、

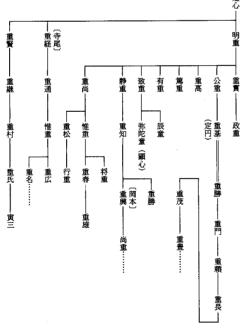
有限仏神事・本所年貢、守先例不可

正應元年十月三日

沙弥(花押)沙弥(花押)

子」とあるばかりで、具体的な系譜関係は不明である。平次 その跡である孫子亀王・亀鶴および養子平次公重法師後家の 重後家にかかると解釈しなければならない。 は誤りとなるし、この系図が正確であるならば、「養子」は公 の「養子」を公重にかけて理解するならば、この系図の記事 公重は「渋谷氏系図」によると、有重の兄で惣領である。こ(3) 三名に恩賞地が与えられたのである。亀王・亀鶴の両名は「孫 渋谷有重が弘安四年の蒙古合戦で戦死した勲功によって、(2)

渋谷氏略系図(『入来文書』より作成)



、渋谷氏への恩賞地の検討

渋谷有重跡恩賞地

応元年(一二八八)十月三日である。その史料を掲げよう。 は、相田二郎氏が弘安の役後第二回配分にあたるとされた正 薩摩国御家人渋谷有重跡に対して恩賞地が配分されたの

弘安四年蒙古合戦勲功賞筑前国早良郡比伊郷地頭職配分事 一人渋谷平四郎有重法師跡飛子亀王・亀鶴、養子

田地拾町

一所九反

一打型所 一方型所 一方型 が 一 反大 大

はじめに

兀寇恩賞地としての筑前国早良郡比伊郷

-渋谷氏知行分—

佐伯弘次

与えた。鎌倉幕府が、襲来後に対処しなければならなかった 懸案の一つが恩賞問題であった。新たな恩賞地の創出に苦慮 宗領化していたという指摘もある。(4) や関東口入地であった。関東御領であっても、実質的には得 国に及んでいるが、その対象地は、闕所地のほかは関東御領 行った。配分地は筑前・筑後・豊後・肥前・肥後・薩摩の各(②) 恩賞配分を行い、弘安の役後は、計七回にわたって配分を した幕府は、文永の役後は、建治元年から弘安元年にかけて 二度にわたる蒙古襲来は当時の日本に多大の衝撃と影響を

ては、 聚抄』には 発掘地を含む筑前国早良郡比伊郷がある。比伊郷は、『和名類 これら蒙古合戦勲功地いわゆる元寇恩賞地の中に、 ・麁原・荒江の樋井川流域の十か村が「樋井郷」を形成 「毗伊」と記される和名抄郷であり、近世におい (柏原)・桧原・東油山・堤・片江・長尾・田島 、今回の

> 地五町・屋敷一宇・畠地二段四丈、薩摩国御家人武光師兼に(で) 地十町・屋敷二字・畠地八段が、大隅国御家人袮寝清親に田(6) していた。この比伊郷は、正応元年十月三日に、薩摩国御家 が配分されていたことが推定できる。(9) 家人阿蘇氏に対しても「筑前国早良郡比伊郷内勲功之賞田地」 田地・畠地・屋敷等が配分されていた。このほか、肥後国御(タ) 肥前国御家人龍造寺家益・渋谷惟重・渋谷致重らにも郷内の 屋敷一宇が配分されている。また、配分状は現存しないが、(8) 人渋谷有重跡孫子亀王・亀鶴・養子平次公重法師後家らに

これら薩摩・大隅の在地領主たちの遠隔地所領支配がいかな しての比伊郷が惣領制の中でどのように相伝されたか、また 家人ごとに、その配分および伝来の状況を検討し、 る変遷をとげたかを明らかにしたい。 以下、これらの早良郡比伊郷内の元寇恩賞地について、 御